

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第7号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 略 第2章 <u>研究室等の利用</u>（第4条－第17条） 第3章～第5章 略 附則</p> <p>（定義） 第2条 略 <u>2 この規則において「産学官連携推進事業」とは、県が参画する産学官共同研究を推進するための事業をいう。</u> <u>3～5 略</u> <u>6 この規則において「連携推進事業法人」とは、産学官連携推進事業を行う法人をいう。</u></p> <p>（利用の許可を要する施設等） 第3条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設及び機器は、メカトロ研究室、バイオ研究室、一般研究室及び<u>産学官連携推進室並びに共同機器室及びバイオ関連共同実験室の機器とする。</u></p> <p>第2章 <u>研究室等の利用</u></p> <p>（利用者の資格） 第4条 略 2 略</p>	<p>目次 第1章 略 第2章 <u>研究室の利用</u>（第4条－第17条） 第3章～第5章 略 附則</p> <p>（定義） 第2条 略</p> <p><u>2～4 略</u></p> <p>（利用の許可を要する施設等） 第3条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設及び機器は、メカトロ研究室、バイオ研究室、一般研究室並びに共同機器室及びバイオ関連共同実験室の機器とする。</p> <p>第2章 <u>研究室の利用</u></p> <p>（利用者の資格） 第4条 略 2 略</p>

3 産学官連携推進室を利用することができる者は、連携推進事業法人とする。

(利用の許可)

第5条 研究室（メカトロ研究室、バイオ研究室又は一般研究室をいう。以下同じ。）又は産学官連携推進室（以下「研究室等」という。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者、実用化研究企業又は連携推進事業法人は、知事が定める日までに、研究室等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の研究室等利用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 産学官共同研究、実用化研究又は産学官連携推進事業（以下「産学官共同研究等」という。）の概要を記載した書類

(2) 共同研究グループ、実用化研究企業又は連携推進事業法人であることを明らかにする書類

(3) 産学官共同研究等の年次実施計画を記載した書類

(4) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) センターの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

4・5 略

(利用期間等)

第6条 利用許可を受けたものが研究室等を利用することができる期間は、3年以内とする。

2 略

3 略

(利用の許可)

第5条 研究室（メカトロ研究室、バイオ研究室又は一般研究室をいう。以下同じ。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者又は実用化研究企業は、知事が定める日までに、研究室利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の研究室利用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 産学官共同研究の概要を記載した書類

(2) 共同研究グループ又は実用化研究企業であることを明らかにする書類

(3) 産学官共同研究の年次実施計画を記載した書類

(4) 略

3 知事は、利用許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

4・5 略

(利用期間等)

第6条 利用許可を受けたものが研究室を利用することができる期間は、3年以内とする。

2 略

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 産学官共同研究等が知事が定める研究開発の分野に属するもの（産学官連携推進事業にあっては、当該分野に属するものを推進するためのもの）であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、研究室に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可又は当該利用の許可に係る同条後段の規定による変更の許可を受けたもの（以下「研究室利用者」という。）のうち実用化研究企業について、知事が特に必要があると認めるとき。

#### 4 略

##### （利用の許可の変更）

第7条 利用許可を受けたものは、当該利用許可に係るセンター条例第3条後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けようとするときは、研究室等利用許可変更申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 2 略

##### （研究室利用者の責務）

第8条 研究室利用者は、毎年度、知事が定める日までに産学官共同研究年次成果報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

#### 2・3 略

##### （費用の負担）

第9条 次に掲げる費用は、利用許可又は変更許可を受けたもの（以下「研究室等利用者」という。）の負担とする。

- (1) 研究室等で使用する電気、ガス、電話、水道及び下水道の使用料
- (2)～(6) 略

##### （転貸等の禁止）

第10条 研究室等利用者は、研究室等を第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

##### （改造等の承認）

第11条 研究室等利用者は、研究室等に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、研究室等改造等承認申

(1) 産学官共同研究が知事が定める研究開発の分野に属するものであるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、研究室利用者のうち実用化研究企業について、知事が特に必要があると認めるとき。

#### 4 略

##### （利用の許可の変更）

第7条 利用許可を受けたものは、当該利用許可に係るセンター条例第3条後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けようとするときは、研究室利用許可変更申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 2 略

##### （研究室利用者の責務）

第8条 利用許可又は変更許可を受けたもの（以下「研究室利用者」という。）は、毎年度、知事が定める日までに産学官共同研究年次成果報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

#### 2・3 略

##### （費用の負担）

第9条 次に掲げる費用は、研究室利用者の負担とする。

- (1) 研究室で使用する電気、ガス、電話、水道及び下水道の使用料
- (2)～(6) 略

##### （転貸等の禁止）

第10条 研究室利用者は、研究室を第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

##### （改造等の承認）

第11条 研究室利用者は、研究室に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、研究室改造等承認申請書（

請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（報告）

第12条 研究室等利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 実用化研究企業及び連携推進事業法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。
- (3) 研究室等で実施する産学官共同研究等の内容を変更するとき。
- (4) 研究室等を継続して15日以上利用しないとき。

（利用の中止の届出）

第13条 研究室等利用者は、研究室等の利用を中止しようとするときは、当該利用を中止する日の2月前までに、研究室等利用中止届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

（利用の許可の取消し等）

第14条 知事は、研究室等利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は研究室等の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 産学官共同研究等の成果が期待できないと知事が認めたとき。
- (2)～(4) 略
- (5) 研究室等を正当な理由なく継続して3月以上利用しないとき。

（使用料の減額）

第16条 研究室利用者のうち、実用化研究企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。

- (1) 研究室で実施する実用化研究が知事が定める事業の分野に属するものである者
- (2) 経営基盤が特に弱い者であって、その研究活動を支援する必要があると認められるもの

2 略

第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（報告）

第12条 研究室利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 実用化研究企業にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。
- (3) 研究室で実施する研究の内容を変更するとき。
- (4) 研究室を継続して15日以上利用しないとき。

（利用の中止の届出）

第13条 研究室利用者は、研究室の利用を中止しようとするときは、当該利用を中止する日の2月前までに、研究室利用中止届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

（利用の許可の取消し等）

第14条 知事は、研究室利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は研究室の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 研究の成果が期待できないと知事が認めたとき。
- (2)～(4) 略
- (5) 研究室を正当な理由なく継続して3月以上利用しないとき。

（使用料の減額）

第16条 研究室利用者のうち、実用化研究企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）でその経営基盤が特に弱い者であって、その研究活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。

2 略

(原状回復)

第27条 研究室等利用者又は機器利用者は、研究室等若しくは共同機器室等の利用を終了したとき、又は第14条若しくは第23条の規定により許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

2 研究室等利用者又は機器利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(原状回復)

第27条 研究室利用者又は機器利用者は、研究室若しくは共同機器室等の利用を終了したとき、又は第14条若しくは第23条の規定により許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

2 研究室利用者又は機器利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

第1号様式（第5条関係）

研究室等利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
 [指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあっては、指定管理者]

申請者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業又は連携推進事業法人の場合)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室等の利用の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研究室等の種別	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室) 5. 産学官連携推進室 全部利用 ( 室) 6. 産学官連携推進室 分割利用 ( 室)
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	所属機関・役職 又は担当部署
	電話番号
	F A X 番号
備考	

第1号様式（第5条関係）

研究室利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
 [指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあっては、指定管理者]

申請者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業の場合)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の利用の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研究室の種別	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室)
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	所属機関・役職 又は担当部署
	電話番号
	F A X 番号
備考	

第2号様式（第7条関係）

研究室等利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
〔指定管理者に管理を  
行わせる場合にあつ  
ては、指定管理者〕

申請者 (共同研究グループの場合)  
グループ名  
代表者 住所  
氏名  
(実用化研究企業又は連携推進事業法人の場合)  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で許可のあった香川県科学技術研究センター研究室等の利  
用を変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	

第2号様式（第7条関係）

研究室利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
〔指定管理者に管理を  
行わせる場合にあつ  
ては、指定管理者〕

申請者 (共同研究グループの場合)  
グループ名  
代表者 住所  
氏名  
(実用化研究企業の場合)  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で許可のあった香川県科学技術研究センター研究室の利用  
を変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	

第4号様式（第11条関係）

研究室等改造等承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
 [ 指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあっ  
 ては、指定管理者 ]

申請者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業の場合又は連携推進事業法人)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室等の改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造等が必要な理由	
改造等が必要な研究室等	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室) 5. 産学官連携推進室 全部利用 ( 室) 6. 産学官連携推進室 分割利用 ( 室)
改造等の内容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 改造等の内容が分かる図面等を添付してください。

第4号様式（第11条関係）

研究室改造等承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
 [ 指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあっ  
 ては、指定管理者 ]

申請者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業の場合)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造等が必要な理由	
改造等が必要な研究室	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室)
改造等の内容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 改造等の内容が分かる図面等を添付してください。

第5号様式（第13条関係）

研究室等利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿  
 [ 指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあつ  
 ては、指定管理者 ]

届出者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業又は連携推進事業法人の場合)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室等の利用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

利用を中止する日	年 月 日	
利用を中止する理由		
利用を中止する研究室等	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室) 5. 産学官連携推進室 全部利用 ( 室) 6. 産学官連携推進室 分割利用 ( 室)	
利用中止後の連絡先	研究代表者住所 又は担当部署	
	研究代表者氏名 又は担当者氏名	
	電話番号	

第5号様式（第13条関係）

研究室利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿  
 [ 指定管理者に管理を  
 行わせる場合にあつ  
 ては、指定管理者 ]

届出者 (共同研究グループの場合)  
 グループ名  
 代表者 住所  
 氏名  
 (実用化研究企業の場合)  
 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の利用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

利用を中止する日	年 月 日	
利用を中止する理由		
利用を中止する研究室	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室)	
利用中止後の連絡先	研究代表者住所 又は担当部署	
	研究代表者氏名 又は担当者氏名	
	電話番号	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。